



弁護団だより

みんなして

No.44 発行 2015年9月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
9月18日 飯舘村、豪雨で除染袋が流出	9月16日 原告団弁護団合同会議（福島市）
9月26日 政府、事故調書を追加公表	9月18日 弁護団会議（東京）
9月26日 川内村、村内東部の準備宿泊を検討へ	9月27日 原告団学習会（福島市）
9月29日 浪江町、津島地区住民117名が国と東電を被告とし郡山支部に提訴	9月30日 第14回期日（福島地裁）
	10月2日 弁護団会議（東京）
	10月7日 福島支部学習会（二本松市）

専門家証人尋問から原告本人尋問へ

～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第14回期日の報告

1. また来なくなる生業訴訟

9月30日、第14回期日が開かれました。この日は、国と東電から新たな書面が提出されました。

国の書面は、2カ月に一度のこれまでの開廷ペースを維持して原告本人尋問を行うべきとするもので、要するに原告本人尋問だけで1年以上かけさせようという審理の引き延ばしを図るものです（意見書）。

東電の書面は、平成3年の内部溢水事故について、被水対策の教訓が導かれたとする原告の主張は誤りであり、今回の原発事故との関係でも、原告は吉田調書をご都合主義的に引用したにすぎず、今回の事故を予見するうえで平成3年の事故は参考にされるべきものではなかったと主張するもの（準備書面15）、避難指示区域内の現況や空間放射線量の状況、各自治体における復興計画などを紹介するもの（準備書面16）、今年11月から原告本人尋問に入るのは早すぎるとする訴訟進行に関する意見を述べるものです（進行意見書）。

期日当日は絶好の秋晴れで、あぶくま法律事務所前には250名を超える方が集まりました。前回に続き、ドキュメンタリー映画『大地を受け継ぐ』監督の井上淳一さん、東京演劇アンサンブルのみなさん、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団の東島浩幸団員、原発事故被害救済千葉県弁護団の藤岡拓郎団員、『原発と大津波 警告を葬った人々』著者の

添田孝史さん、かもがわ出版編集長の松竹伸幸さんが参加されたほか、『永続敗戦論』でお馴染みの白井聡さん、おしどりマコ・ケンさんも、「一度くるとまた参加したくなる」と駆けつけてくださいました。傍聴席に入りきれなかった方々向けの講演会では、NHK「あまちゃん」で音楽を担当した大友良英さんが、「もしあまちゃんの舞台が福島だったら」と題して講演され、こちらも大好評となりました。



2. 中谷内証人に対する尋問

この日は、中谷内証人に対する主尋問と反対尋問が実施されました。

中谷内証人は、生活上の様々なリスクをめぐる心理学研究に取り組み、一般の人々の「リスク認知」がどのような性質をもつのか、リスク管理にかかわる個人や組織への「信頼」は何によって決まるのかといった問題を扱ってこられました。また、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」（内閣官房、2011年）において、有識者としてリスクコミュニケーションに関する討議にも参加されています。これらの知見・経験を



ふまえ、中谷内証人は、専門家のリスク評価と一般の人のリスク評価の違い、リスク認知のモデル、リスク認知における信頼の位置づけなどを明らかにし、原告らの抱く放射線被ばくに対する恐怖感・不安感が、一般人・通常人を基準として、合理性・相当性を有すると証言されました。とくに、経験的システムと分析システムという二重課程理論を用いた枠組みや、恐ろしさと未知性という指標を用いた放射線被ばくのリスク評価は、大変わかりやすく常識的な

もので、傍聴席の至るところで何度も頷く方々を見ることができました。

3. なんととしても検証を

今回の期日では、次回からいよいよ原告本人尋問に入ることが決まりました。今後、5期日にわたって35名の原告の本人尋問が行われます。他方で、私たちが強く求めている検証については、今回の期日でも裁判所は実施すると明言しませんでした。私たちとしては、検証なしでの判決は予定していません。なんととしても次回期日で検証を勝ち取りましょう！！

次回期日は11月17日（火）です。年内最後の期日です！！ ぜひご参加ください！！
（弁護士 馬奈木徹太郎）



自治体要請がスタートしました！

原告団事務局長 服部浩幸

この秋、私たち「生業訴訟」が総力を挙げて取り組む運動、自治体への要請行動が始まりました。これは6月以降、国などが次々と打ち出した様々な打ち切り政策への反対の声を、原告から最も身近な存在である各自治体の首長（市町村長）に直接訴えようというも

のです。原告団の各支部が県内の主要自治体と交渉しながら準備を進めてきましたが、10月1日の南相馬市訪問を皮切りに、いよいよ要請行動がスタートしました。

10月8日には、私の地元である二本松市長への要請を行いました。前日の夜には弁護団から馬奈木弁護士を招いての学習会も開催し、当日は早朝にも関わらず市内から10名以上の一般原告の皆さんにもご参加いただいて、「やる気満々」の雰囲気です。要請に臨みました。

新野洋市長との面会時間は約20分と限られたものでしたが、懇談の中で市長は我々の要請に対して概ね賛同の意思を示しながら、「今回の原発事故は、東電が警告を無視して予防措置を怠ったことによる人災であることは明らか。またそれを監督・指導する立場にあった国にも落ち度がある。本来であれば、事故のあと始末はすべて国の責任で進められるべきものなのに、市町村にしわ寄せが来るのはおかしい。」と、個人としての見解を述べました。同席した市議のお話によれば、「議会でも市長はなかなか今日のような意見を述べない。市長の本音が聞けただけでも、価値ある要請だった。」とおっしゃっていました。やはり地元市民が生々の声で訴えたからこそ、市長も本音で話をしてくれた、ということでしょう。これこそが市民、原告の力です！

こういった取り組みを広げることが、裁判の勝利と今後の運動の発展のためには何よりも重要です。これから各地で行われる自治体への要請には、一人でも多くの原告の皆さんにご参加いただきたいと思います。

東京演劇アンサンブル『銀河鉄道の夜』を観に行こう！

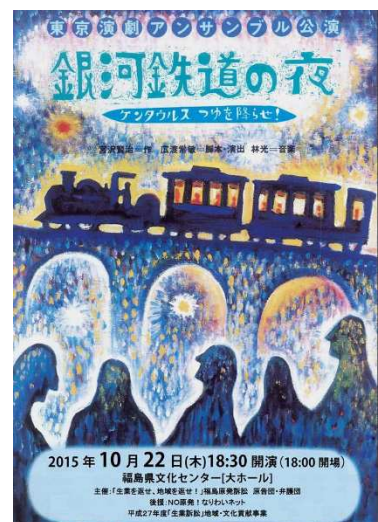
10月22日に福島市で東京演劇アンサンブルのみなさんによる『銀河鉄道の夜』の公演が行われます。

東京演劇アンサンブルのみなさんは、いつも裁判期日にたくさん駆けつけてくださり、報告集会でも素敵な歌声で励ましてくれる生業訴訟の強力なサポーターです。

今回は、演劇作品を上演していただきます。宮澤賢治の原作を、広渡常敏が脚本にした東京演劇アンサンブルの代表的な演目で、大人からお子さんまでお楽しみいただける作品です。

原告団・弁護団主催の公演ですが、原告のご家族やお知り合いの方はもちろん、生業訴訟や東京演劇アンサンブルに関心のある方もご参加いただけます。

ぜひ足をお運びください。



- 【日時】 10月22日(木)18時30分開演(18時開場)
- 【会場】 福島県文化センター大ホール(福島市)
- 【会費】 1000円(当日払いOK)

生業訴訟第15回期日（11月17日）のお知らせ

2015年11月17日（火）、福島地方裁判所で15回目の口頭弁論が開かれます。
今回からは、いよいよ原告本人尋問が行われます。

第15回期日では、原告団より佐藤智さん、浪川修さん、久保田美奈穂さん、紺野重秋さん、吉田愛子さん、樽川和也さんが、原告団の皆さんを代表して、福島原発事故被害の実態を語ります。

また、別会場での講演会第5弾は、今年2月、何度も期日に来ていただいている白井聡さんと「日本戦後史論」を出版された哲学者である内田^{たつる}樹さんをお招きしてご講演いただきます！

皆様、お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。当日のスケジュールは以下の通りです。

<当日のスケジュール>

【裁判所：午前】

- 08:45 あぶくま事務所前集合
- 09:30 進行協議
- 10:00 佐藤智さん 主尋問
反対・補充尋問
- 10:45 浪川修さん 主尋問
反対・補充尋問
- 11:30 久保田美奈穂さん 主尋問
反対・補充尋問
- 12:20 事務所前集会
- 12:45 裁判所へ行進



【裁判所：午後】

- 13:00 紺野重秋さん 主尋問
反対・補充尋問
- 13:45 吉田愛子さん 主尋問
反対・補充尋問
- 14:45 樽川和也さん 主尋問
反対・補充尋問
- 15:30 弁論

【音楽堂】

- 13:15 内田樹さん 講演会
- 15:30 原告団企画
- 17:30 報告集会
- 19:00 懇親会

※題字「みんなして」は、服部浩幸事務局長の筆によるものです。